

2018年12月27日  
商工中金

## 無記名式商工債券（ワリショー・リッショー）の 元利金支払いにかかるお手続きの変更について

お客さまの資産・取引の安全をより一層確保すること、および、健全な金融サービスの維持・構築を目的として、商工中金では「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策」を強化しております。

その一環として、2019年1月15日(火)より、無記名式商工債券(ワリショー・リッショー)の元利金支払いの際に、お取引の金額にかかわらず、全てのお客さまについて本人確認書類による本人確認ならびに必要事項の確認をさせていただくこととしました。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 対象のお取引

無記名式商工債券（ワリショー・リッショー）の元利金支払いのお取引

※取引金額にかかわらず、すべてのお取引が対象です。

#### 2. 実施の時期

2019年（平成31年） 1月15日（火）以降

#### 3. お取引時の確認内容

	<個人のお客さま>	<法人のお客さま>
確認内容	<ul style="list-style-type: none"><li>本人確認書類（原本）※による氏名・住所・生年月日の確認</li><li>職業・取引目的の申告</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>登記事項証明書等による名称・所在地・事業内容の確認</li><li>本人確認書類（原本）※による取引担当者の氏名・住所・生年月日の確認</li><li>取引目的・実質的支配者（氏名・住所・生年月日）の確認</li></ul>

※健康保険証・国民年金手帳等の顔写真のない本人確認書類の場合は、もう一種類の本人確認書類、もしくは現住居の記載がある公共料金の領収書（領収日もしくは発行日から6か月以内のもの）等の提示等が必要になります。

※過去にお取引時の確認をしたお客さまにつきましても、あらためてご確認をお願いする場合がございます。

※上記本人確認書類のほか、当金庫所定の方法による資料のご提出をお願いさせていただく場合がございます。

※ご不明な点につきましては、お近くの店舗までお問い合わせください。

以上